

# 水道料金・下水道料金改定のお知らせ

## ◎新しい料金について

令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、水道料金、下水道料金を改定いたします。改定後は消費税率を8%から10%へ変更いたします。つきましては、新しい料金は次のとおりとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 【改定前8%】 (税込)

		基本水量	基本料金	使用水量	水量料金
給水使用料	一般用	10 m <sup>3</sup>	1,080円	1 m <sup>3</sup>	108円
	団体用	20 m <sup>3</sup>	2,160円	1 m <sup>3</sup>	108円
	営業用	20 m <sup>3</sup>	2,160円	1 m <sup>3</sup>	108円
	営農用			1 m <sup>3</sup>	108円
下水道使用料		10 m <sup>3</sup>	1,260円	1 m <sup>3</sup>	126円



### 【改定後10%】 (税込)

		基本水量	基本料金	使用水量	水量料金
給水使用料	一般用	10 m <sup>3</sup>	1,100円	1 m <sup>3</sup>	110円
	団体用	20 m <sup>3</sup>	2,200円	1 m <sup>3</sup>	110円
	営業用	20 m <sup>3</sup>	2,200円	1 m <sup>3</sup>	110円
	営農用			1 m <sup>3</sup>	110円
下水道使用料		10 m <sup>3</sup>	1,320円	1 m <sup>3</sup>	132円

## ◎水道料金の計算

(例) 1ヶ月の使用水量が25 m<sup>3</sup>  
基本料金1,000円 (10 m<sup>3</sup>まで)  
超過料金1,500円 (15 m<sup>3</sup>×100円)  
よって水道料金は…

$$1,000円 + 1,500円 \times 1.10 = \underline{2,750円}$$

(基本料金) (超過料金) (消費税)

※下水道料金も合併浄化槽使用料以外は同じ計算方法です。



## ◎新料金への切り替え時期について

本町では、毎月水道料金の請求は各使用期間の翌月のため、改定後の10%の適用は11月請求分(10月使用分)からになります。

【お問い合わせ先】 藤里町生活環境課 環境整備係 ☎79-2115